

防府市介護認定審査会運営要綱

平成11年10月1日制定

(目的)

第1条 防府市介護認定審査会運営要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(認定審査会の委員)

第2条 認定審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 認定審査会における審査判定の公平性を確保するため、原則として防府市の職員以外の者を委員として委嘱する。

3 委員は、調査員として認定調査に従事することはできない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は、委員の中から副会長1名を指名する。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 認定審査会は、会長が招集する。

2 認定審査会に合議体を置く。

3 認定審査会は、全体会議と、合議体による会議を開催する。

4 全体会議は、認定審査会の運営等について議決する。また、合議体による会議は、認定に係る審査及び判定を行い、これを議決する。

5 全体会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

6 全体会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第6条 第5条第2項に定める合議体の数は、12合議体とする。

2 合議体の定数は、1合議体4人とする。

3 合議体のうち、あらかじめ交代で出席する委員を定めた合議体を置くことができる。

(合議体の長及びその職務の代行者)

第7条 合議体に合議体の長1人を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。合議体の長は、委員の中から職務の代行者1名を指名する。

2 合議体の長は、会務を総理し、合議体を代表する。

3 職務の代行者は、合議体の長を補佐し、合議体の長に事故があるときは、その職務を代行する。

(合議体の会議)

第8条 合議体は、合議体の長が招集する。

2 合議体による会議は、これを構成する委員定数のうち、過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 審査及び判定にあたっては、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、合議体の長の決するところによる。

(審査及び判定)

第9条 認定審査会は、市長から依頼のあった要介護認定申請者について、次に掲げる被保険者等の区分に応じ、定める事項に関し審査及び判定を行う。

被保険者等の区分	審査及び判定基準
第1号被保険者	要介護状態、又は要支援状態に該当すること。 その該当する介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）
第2号被保険者 及び 40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者	要介護状態、又は要支援状態に該当すること。 その該当する要介護状態等区分。 その要介護状態、又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。

2 認定審査会は、厚生労働大臣が定める基準に従い、審査及び判定を行い、その結果を市長に通知する。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(1) 被保険者及び被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

(2) 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し、被保険者が留意すべき事項

(3) 要介護認定及び要支援認定の有効期限の短縮や延長

(委員の除斥)

第10条 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って当該委員は判定に加わることができない。ただし、審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えないものとする。

(意見の聴取)

第11条 認定審査会は、審査判定にあたって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(非公開)

第12条 認定審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(記録の保存)

第13条 審査判定に用いた資料などの記録は、介護認定審査会議事録を作成し保存する。

(報告)

第14条 認定審査会の審査判定結果等、必要な事項については、審査判定があった日の翌月10日までに、山口県国民健康保険団体連合会経由で国に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、平成11年10月1日から施行する。

(準備業務への適用)

2 この要綱は、この要綱施行の日前においても、認定審査会が行う審査及び判定その他の介護保険実施のために必要な業務を行う場合にも適用する。

(委員の任期の経過措置)

3 平成13年3月31日以前に委嘱された認定審査会の委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、同日までとする。

(その他)

4 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる認定審査会は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。